

「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書

今の日本は、「国民のこころの健康の危機」と言える状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人々がみずから命を絶ち、320万人を超える人々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診している。ひきこもり・虐待・路上生活など緊急の社会問題の多くの背景には、こころの健康の問題がある。

大阪府でも、平成22年度には119,187人が医療機関を受診している。

平成23年7月6日、厚生労働省は、これまで「4大疾病」と位置付けて重点的に対策に取り組んできた「がん、脳卒中、心臓病、糖尿病」に、精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を決めた。

福祉分野においては、平成18年から3障がいと一緒に支援する法律が作られたが、サービスの基盤体制の構築は立ち遅れている。

また、医療においても、他の科とは大きな違いがあり、一般病床や感染症病床などは、患者16人に対し医師は1人以上であるが、精神科病床では、患者48人に対し医師1人になっている。看護師の配置も一般の医療水準よりも低く設定されており、慢性的な人手不足の状態である。

平成22年4月から、家族・当事者、医療・福祉の専門家および学識経験者が集まり、「こころの健康政策構想会議」を設立し、家族・当事者のニーズに応えることを主軸に据えて会議を重ね、現実の危機を早期に根本的に改革する提言をまとめ、平成22年5月末に厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」を提出した。

この中で、①精神医療改革、②精神保健改革、③家族支援の三つを軸として、国民全てを対象とした、こころの健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

また、昨年12月1日には、超党派の議員による「こころの健康推進議員連盟」が発足した。議員連盟は、精神疾患対策の基本理念などを盛り込んだ「こころの健康基本法案（仮称）」を早期にまとめ上げ、来年の通常国会に提出するとしている。

ついては、国におかれては、「こころの健康基本法（仮称）」を早期に制定されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月26日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆・参両院議長 殿